

第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画

輝けあしべつっ子未来プラン

令和3年2月変更版（変更部分抜粋）



芦 別 市

「子どもたちが輝き、笑顔あふれるぬくもりのあるまちづくりをめざして」



わが国では、急速な少子化・高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や、社会保障の負担増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、家族形態の変化、就労の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境の変化によって、子育てに不安を感じる家庭が増加傾向にあり、保育ニーズの多様化も進んでおります。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に取り組み、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、更に安心して子育てができる環境の整備と子育て支援事業の充実を重要な課題としております。

芦別市においても、国の制度に基づき「第1期芦別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業の提供体制を整備してきました。

しかし、この度、子育て世代を対象に実施したアンケート調査では子育て支援への満足度が低い結果となっており、今後は保護者の不安や不満を解消していくための取り組みを進めていく必要があります。

「第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画の評価を踏まえ、国で新たに策定した「新・放課後子ども総合プラン」や、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策、社会的養育の見直し、幼児教育・保育の無償化の実施等「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正に伴い、令和2年度から令和6年度までの5年間に計画期間として策定いたしました。

この計画を基に、芦別市の子ども・子育て支援策を総合的かつ計画的に取り組み、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり熱心にご討議いただきました「芦別市子ども・子育て会議」の委員各位をはじめ、「アンケート調査」や「市民意見公募」にご協力いただきました市民の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

芦別市長 荻原 貢

第5章 教育・保育施設の充実

第1節 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※ 認定区分とは、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定（子どもの認定区分）し、その上で施設型給付及び地域型保育給付を行う仕組みのことです。

施設型給付とは、保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。また、地域型保育給付とは、保護者本人への給付でなく、地域型保育事業者を通じた給付が行われることをいいます。



第2節 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

1 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園（幼稚園部）を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	102	<u>84</u> 93	<u>85</u> 94	<u>89</u> 98	<u>84</u> 93
確保の内容	120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120
特定教育・保育施設	120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120	<u>90</u> 120
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	△18	<u>△6</u> △27	<u>△5</u> △26	<u>△1</u> △22	<u>△6</u> △27

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

※確認を受けない幼稚園とは、自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のことをいいます。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

令和3年度以降の計画期間においても十分な供給量が確保されます。



2 2号認定(3歳以上、保育園・認定こども園(保育園部)を利用希望)

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	50	<u>56</u> 47	<u>57</u> 48	<u>58</u> 49	<u>55</u> 46
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	50	<u>56</u> 47	<u>57</u> 48	<u>58</u> 49	<u>55</u> 46
確保の内容	72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72
特定教育・保育施設	72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72	<u>92</u> 72
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△22	<u>△36</u> △25	<u>△35</u> △24	<u>△34</u> △23	<u>△37</u> △26

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。



■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

令和3年度以降の計画期間においても十分な供給量が確保されます。

3 3号認定(0歳、保育園・認定こども園(保育園部)・小規模保育園を利用希望)

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	9	9	8	8	8
確保の内容	13	13	13	13	13
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
地域型保育事業	3	3	3	3	3
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△4	△4	△5	△5	△5

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

4 3号認定（1・2歳、保育園・認定こども園（保育園部）・小規模保育園）を利用希望）

■芦別市全域・量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	42	43	40	38	38
確保の内容	44	44	44	44	44
特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
地域型保育事業	16	16	16	16	16
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 の地域枠	0	0	0	0	0
過不足	△2	△1	△4	△6	△6

※必要利用定員総数とは、幼児期の学校教育・保育の量の見込みをいいます。

■確保の方策について

計画期間当初から十分な供給量が確保されます。

